

# 地域再生計画

## 1 地域再生計画の申請主体の名称

松之山町

## 2 地域再生計画の名称

癒しとくつろぎの里地域再生計画

## 3 地域再生の取組を進めようとする期間

約5年

## 4 地域再生計画の意義及び目標

松之山町は、新潟県の南西部、長野県境に位置し、標高200m～600mの丘陵地に集落や農地が点在する典型的な中山間地農山村を形成している。

基幹産業は、稲作を主体とした農業であり、この地域の自然的条件のもとに良質米の生産に取り組んでいる。

また、当地域においては、日本三大薬湯の一つとして知られる松之山温泉と、棚田やブナ林に代表される美しい農山村の原風景を有し、年間30万人以上の観光客が訪れている。

一方、当地域は、平均積雪深約3メートルの全国でも有数の豪雪地帯であるため、社会資本整備が遅れ、過疎化が進行し、若年層の人口の流出と高齢化とあわせ、特に、農業の担い手不足が深刻な状況となっている。

このような状況の中において、この地域に求められているものは、行政と地域住民が一体となって、それぞれの知恵と工夫によって取り組む地域再生のための地域づくりであると考えます。

今、主に都会生活者の中で、自然回帰の志向が高まってきている。その自然とは、農山村が有する自然そのものだけではなく、そこに生活する人とのかかわりが重要な意味を持つ。当地域には、温泉や、棚田・ブナ林を代表とする美しい自然資源、田舎体験などを活用した「癒しとくつろぎの空間」がある。都市生活者のニーズを的確に把握し、人情味豊かなおもてなしの心を醸成しながら、自然と共生する魅力ある地域づくりの実現に向けて、本物の「癒しとくつろぎの里」の形成を目指した取り組みを推進していきたいと考えている。

農村地域が有する様々な地域資源を、地域住民の知恵と工夫によって最大限に有効活用し、地域間競争の中で持続可能な地域の活性化を図るため、有機的に連携した取り組みを行うこととする。この取り組みにより、過疎・高齢化の著しい当地域において、農業体験や芸術作品制作等にかかる都市との交流、棚田オーナー制度等を活用した国土の保全、特産品開発(例:地元産の米を使用した餅)等による起業化の促進、高齢者や女性の活躍、地域コミュニティの活性化等、多方面にわたる効果が見込めるものと考えている。

このような考え方から、過疎・少子化により、浦田地域で遊休化している「旧浦田保育所」を活用し、この施設を、この地域が有する様々な資源や強みを活用した山村留学や田舎体験等の都市と農村の交流、特産品開発・販売の拠点として、また、十日町広域圏で取り組んでいる大地の芸術祭(圏内に国内外の作家を呼び、創作活動を行ってもらい、3年に一回開催。期間は50日)を通して、アーティスト及びその関係者との交流の拠点「癒しとくつろぎの里拠点施設」として転用、整備し、都市との交流に関する他の施策や地域住民、グループ、企業等と連携を図りながら、有機的に事業を展開することとする。

その後、この取り組みをモデルとして、他地域へ広め、「癒しとくつろぎの里」の形成に向けた住民主体の事業展開により、自然と共生する魅力ある地域づくりの実現を目指すものである。

## 5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

当地域における「癒しとくつろぎの里拠点施設」を拠点とした体験交流事業の展開により、現在の体験交流参加延べ人数4,900人から、5年後には、約2倍の10,000人を目標とする。また、体験交流を通して、地域に対する自信と誇りが生まれ、都市生活者には、精神的な癒しとくつろぎをもたらす。また、地場産の素材を用いた郷土料理(例:のっぺ汁、あんぼ)の商品化等の特産品を開発することによって、特産品の販売のみならず、地域で生産される農産物(例:米)の直接販売にも結びつき、今後、さらに、交流人口の拡大にともない農業経営の安定化が図られ、地域経済への生産波及効果が期待される。

このような地域再生に向けた取り組みによって、地域の課税対象者一人当たりの所得を、5年後には、現状より5%増の2,600千円とする。

## 6 講じようとする支援措置の番号及び名称

支援措置番号:10905 / 支援措置名称:社会福祉施設の転用の弾力的な承認

## 7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他関連する事業

特になし

## 8 その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

- ・他の小学校廃校校舎及び保育所廃園施設の利活用の検討
- ・ブナ林や棚田の保全
- ・松之山温泉を生かした観光地づくり
- ・交通アクセスの強化
- ・ITネットワークの活用
- ・主体的な活動を行うNPOやボランティアへの支援
- ・自然科学館「森の学校」キョロコの活用

別紙(支援措置番号10905)

1 支援措置の番号及び名称

支援措置番号:10905

支援措置名称:社会福祉施設の転用の弾力的な承認

2 当該支援措置を受けようとする者

新潟県東頸城郡松之山町

NPO法人 ふるさとワッショイ

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

**(1)、当該支援措置の内容**

当地域は、平均積雪深約3メートルの全国でも有数な豪雪地であるため、社会資本の整備が遅れ、過疎・高齢化が進行し、若年層の人口の流出で、特に、農業の担い手不足が深刻な状況である。

このような状況からの脱却を図るため、地域住民主体の地域活性化策である都市との交流等の拠点施設として、浦田地区で遊休化している保育施設「旧浦田保育所」を、社会福祉目的以外に転用し、有効活用を図る。

この施設は、この地域が有する自然、文化、人材等の様々な地域資源を有効活用した都市と農村の交流、特産品開発・販売の拠点として、また、十日町広域圏で取り組んでいる大地の芸術祭を通じ、芸術家及びその関係者と地域住民がかかわるための拠点「癒しとくつろぎの里拠点施設」として転用・整備する。当該施設の活用により、都市との交流に関する他の施策や、地域住民、グループ、企業等と有機的に連携し、各種事業を展開する。

## (2)、当該支援措置を行った場合の施設転用後の事業内容

【事業主体】 NPO法人 ふるさとワッショイ

【事業期間】 平成17年度～約5ヶ年間

【場 所】 旧浦田保育所(仮称:浦田活性化センター)

【施設設備】 事務室、研修室、各種体験教室、小会議室、老人憩いの場、休憩室

### 【事業内容】

#### 農村体験交流事業

- ・民泊農家、田舎体験に求めるもの等について、ニーズ調査の実施
- ・体験交流メニュー及び受入体制の構築
- ・体験交流グループ等と連携し、体験交流のPR及び推進
- ・インターネット等による体験プログラム等の情報発信
- ・大地の芸術祭等による芸術作家や補佐する者とのかかわりの中で、芸術文化活動の取り組み

#### 特産品開発事業

- ・特産品開発を模索する女性グループとの連携、地域郷土料理等の商品化
- ・各種イベントを利用し、試食販売等の実践によるニーズ調査
- ・特産品販売システムの構築
- ・地域資源、特産品等の情報を、ITにより発信

#### その他

- ・拠点施設における伝統文化の継承及び高齢者の憩いの場

### **(3)、支援措置にかかる要件適合性について**

#### **、当該施設の処分が行われない場合の不適切な事態が生ずるおそれがある事由について**

過疎・少子化に伴い、園児数の著しい減少から、当該施設は、平成16年4月に松之山保育所に統合され、現在、遊休状態となっている。

今後、当該施設の処分が行われない場合、地域にとって有効な施設として利活用されないまま遊休施設として老朽化し、環境面においても不適切な事態が生ずるおそれがある。

#### **、認定申請地域における社会福祉施設の公共的施設への転用の必要性について**

今回の地域再生計画の認定申請地域は、農村部かつ中山間地域である「浦田地域」であるが、これまで山村留学や田舎体験等の受け入れを行ってきた

今後、当地域の持つ自然や文化等の地域資源を有効に活用した「都市との交流」をさらに推進し、地域住民の「知恵と工夫」により、地域の活性化を図る必要があり、また、この取組によって他の地域へ波及することを視野に入れていることから、地域の意欲的な構想に沿った地域再生のために必要な事業として、遊休している保育所を活用して取り組みたいと考えている。

なお、この施設の転用により予定している「癒しとくつろぎの里拠点施設」は、「新グリーンツーリズム総合推進対策実施要綱」(平成15年4月1日14農振第2599号)及び「やすらぎ空間整備事業実施要領」(平成15年4月1日14農振第2754号)に基づく補助対象となる施設である。

#### **、無償貸与について**

当該施設を所有する松之山町としては、当該施設を拠点として主体的に地域再生を図るNPO法人に対し、施設にかかる使用料を不要とし、無償による貸与を行う。

## **、転用目的等を社会福祉目的とすることが困難な事由について**

浦田保育所は、昭和55年に移転(新築)し、認可を受けてから浦田地域の保育に当たってきたが、過疎・少子化による園児数の著しい減少により、平成16年4月に松之山保育所に統合された。

その後、町や地域において、子育て支援施設等の検討や地域の高齢者福祉施設等の社会福祉を目的とした転用を検討してきた。

しかし、子育て支援事業については、統合保育所に子育て支援センターが併設されていること、さらに、浦田地域は過疎化・少子化によって対象となる地域ニーズが少ない地域であることから、子育て支援施設等への転用は難しい状況にある。

また、老人保健施設としての利用については、規模的に小さく、近くには既に老人保健施設があることから転用利用は困難な状況である。

このように、社会福祉目的での転用を検討してきたが、明確な利活用策を打ち出せずに、現在まで、当該施設は遊休状態となっている。

しかし、当町及び当該地域は全国でも有数の豪雪地帯で、過疎・高齢化が急速に進んでいるため、地域の活性化が大きな課題となっており、高齢者の知恵等も含めた地域資源を有効に活用しながら、元気な地域づくりに向けて当該施設を利活用することが課題解決のため必要となっている。

## **、転用前、貸与前の施設の利用者の処遇について**

浦田保育所が松之山保育所に統合したが、浦田地域からの園児の送迎については通園バスを確保し、園児のいる地域をくまなく巡回しており、また、少人数での保育所生活から統合により大勢の園児との交流が広がることで、処遇は今まで以上に向上している。

さらに、旧浦田保育所は、転用により「癒しとくつろぎの里拠点施設」として、地域活性化のための施策の展開により、一層利用者の処遇が向上することとなる。